

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十九号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

（給与条例附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額）

2 給与条例附則第九項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の農林漁業普及指導手当の支給に当たっては、第三条第一項（同条第二項及び第三条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、第三条第一項の規定による額から、その者の給料月額に対する農林漁業普及指導手当の月額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において同じ。）に百分の一・四を乗じて得た額（その者の給料月額に百分の九十八・六を乗じて得た額が、その者の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、その者の給料月額からその者の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に対する農林漁業普及指導手当の月額）に相当する額を減ずる。附則第三項及び第四項を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。